

緑・水・大気・ごみと資源・エネルギー・ひと

おうめ環境 ニュース vol.11



【おうめ環境ニュース】
 平成31年3月15日発行
 発行：青梅市環境政策課／おうめ環境市民会議
 所在地：東京都青梅市東青梅1-11-1
 電話番号：0428-22-1111(内線2536・2537)
 1面：青梅の豊かな環境と生き物たち ほか
 2～3面：青梅の自然を守り育てましょう！ ほか
 4面：生物多様性地域戦略を策定しました ほか

～青梅の豊かな環境と生き物たち～

青梅市は、緑豊かな森林、里山、多摩川の清流などの恵まれた自然環境を有し、多くの貴重な生き物が暮らしています。また、こうした多様な自然環境からの恵みによって、私たちの生活環境や青梅市ならではの美しい景観・文化なども育まれています。

この恵みを、未来の子どもたちの世代にも伝えていくために、みんなで協力して守り、育てていきましょう！

青梅ひとと生き物イキイキプラン

青梅市は「生物多様性」を保全するため、青梅市生物多様性地域戦略「青梅ひとと生き物イキイキプラン」を平成30年8月に策定しました。この環境ニュースに載っている内容は「生物多様性」に大変かかわりが深いものです。「青梅ひとと生き物イキイキプラン」も、ぜひご覧ください！

くわしくは4面へGO! ➡

【写真提供】コクワガタ、フデリンドウ、ニホンヤモリ 並木 すみ江 氏
スズメ 石塚 文雄 氏

おうめ環境フェスタ2019開催予定 6月の環境月間中 青梅市役所ほか

6月2日（日）に青梅市役所でワークショップなど、環境体験学習イベントを行うほか、観察会や講演会などの開催を予定しています。具体的なスケジュールなどにつきましては、今後の広報おうめなどでお知らせします。ぜひ、ご来場ください！



～美しい自然のふるさと青梅～ 青梅の自然を守り育てましょう！

● 森林のはたらき

- 市の面積の約6割は森林です。豊かな森は、多くの生き物のすみかとなります。
- 二酸化炭素を吸収、酸素を供給し、空気を浄化します。
- 木の根は土を保持し、洪水や土砂災害を防ぎます。
- 多くの雨水を地下に蓄え、浄化します。
- 落ち葉などの有機物と土中のミネラルは、植物プランクトンを増加させ、川や海の生き物を豊かにします。

(参考：東京都水道局ホームページ「水道水源林のはたらき」ほか)



● 生物多様性と外来種

◇ ペットを野外に放すと、生態系を壊すことにつながります！
野外で繁殖し、在来種に影響を及ぼしている外来種の多くがペットや観賞用として国内に持ち込まれた生き物です。

◇ アライグマ (特定外来生物)

タヌキほどの大きさと、雑食性のため、両生類や魚類など、日本の希少な固有種の食害や農作物の被害が問題となっています。



環境省 自然環境局ホームページより

◇ オオバクサ (重点対策外来種)

高さ3メートルにもなる北アメリカ原産の1年草。種子を多量にばらまき、河川敷などで繁殖します。また、花粉症の原因にもなっています。

* おうち環境フェスタ 2019 でもオオバクサの除去に関するイベントを開催する予定です。

● 湧水

山から平野に移りかわる青梅の地形は湧水が多く、生活用水などとして大切にされてきました。



沢井 岩清水 (小澤酒造)



天寧寺霞ヶ池 (根ヶ布1丁目)



二俣尾2丁目いどばた湧水

● 青梅の森

青梅駅北側の永山公園に隣接する「青梅の森」は、市民が自然に親しめる場所にするため保全・整備が進んでいます。



オオルリ



キビタキ

青梅の丘陵部では、4月中旬頃からオオルリ、キビタキなどの夏鳥の声が聞こえてきます。

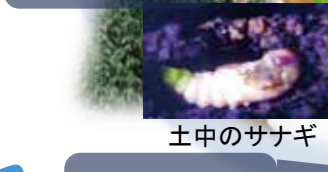
● ホタルの生息に適した環境

6月下旬～7月上旬、ホタルの舞う姿が観察できます。これからもホタルが観られるために知っておきたいこと。



発光する成虫

- 木陰や草むらがある。



土中のサナギ

- 岸辺にやわらかい土がある。



水中の幼虫

- 緩やかに流れる川。



カワナ (幼虫のエサとなる)

● カワナのエサとなる落ち葉や人の生活に由来する有機物が多い。

● ホタル観賞のマナー
光を当てないこと。
オスとメスが合えなくなると数が減ってしまいます。
※ 車のヘッドライト
※ スマホの光 ※ 懐中電灯

◇ ごみの行方と環境負荷を考えましょう

…青梅市のごみの行方…

「燃やすごみ」は

- 1 「西多摩衛生組合」(羽村市)で焼却し、焼却灰を
 - 2 「エコセメント工場」(日の出町)で再処理しセメント化して再利用しています。「容器包装プラスチックごみ」と「燃やさないごみ」は
 - 3 「青梅市リサイクルセンター」で分別し、再資源化に努めています。
- これらの処理に伴う環境負荷を低減させるため、ごみの分別と減量に努めましょう。

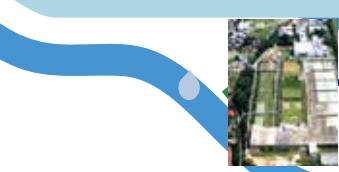
◇ ごみの不法投棄による影響

- ◆ パーベキューやお弁当などで出るごみは放置せず、持ち帰りましょう。
- ◆ 野外に捨てられたごみは、川から海へ流され、地球規模の汚染につながります。特にプラスチック製品は、微細な破片となって私たちの口に入る魚介類など生き物の体内に入り、被害をもたらしています。



青梅市の水道水

市内の水道水のほとんどは小河内ダムで貯水された多摩川の水です。
①羽村・小作の堰で取水し、②小作浄水場で急速濾過され、各給水所から配水されます。



多摩川上流水再生センター (昭島市) 青梅市の下水を処理し、多摩川に放流しています。

アユ

秋に多摩川下流域で生まれた稚魚は、冬に川を下り東京湾の浅瀬で生活します。春に川を遡上し、上流域で夏を過ごし、成長したアユは、秋に産卵のため下流域へ戻ります。1年で一生を終えます。

参考「青梅とアユ・アユ放流100周年」

● 青梅に飛来する鳥たち

◀ ジョウビタキ

10月中旬から3月下旬頃まで青梅で見られます。夏の間はチベットから中国東北部、ロシアの極東部(沿海地方)、バイカル湖周辺などで繁殖します。



サシバ



● サシバという海を渡るタカがいます。寒い季節は東南アジアのフィリピンやマレーシアなどで暮らし、4月の下旬頃に渡ってきて日本の里山で繁殖します。里山のような環境が少なくなっていることもあり、数は減少し、絶滅危惧1類に指定されています。青梅は重要な渡りの中継地。丘陵部に発生する上昇気流を利用して9月の下旬から10月の下旬に東南アジアへ集団で渡っていく様子が見られます。



サシバのわたり 春↑/秋↓

東京湾



羽田空港

青梅市生物多様性地域戦略「青梅ひとと生き物イキイキプラン」を策定しました

青梅市では、平成27年3月に策定した「第2次青梅市環境基本計画」の重点アクションである「生物多様性の保全」のアクションプランとして、平成30年8月に青梅市生物多様性地域戦略を策定しました。
また、皆さまに親しみを持っていただける戦略となるよう、名称を「青梅ひとと生き物イキイキプラン」としました。

「生物多様性」って何？

青梅市の山や丘陵、台地、河川などの多様な生態系は、それぞれが「個性」と「つながり」をもって存在し、そこを生息・生育の場とする多くの生き物たちもそれぞれ関係しあいながら存在しています。このことを「生物多様性」といいます。

何で生物多様性を保全しないといけないの？

私たちのくらしは、食料や水、気候の安定など、多様な生き物が関わり合う生態系から得ることのできる恵みによって支えられています。これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれています。

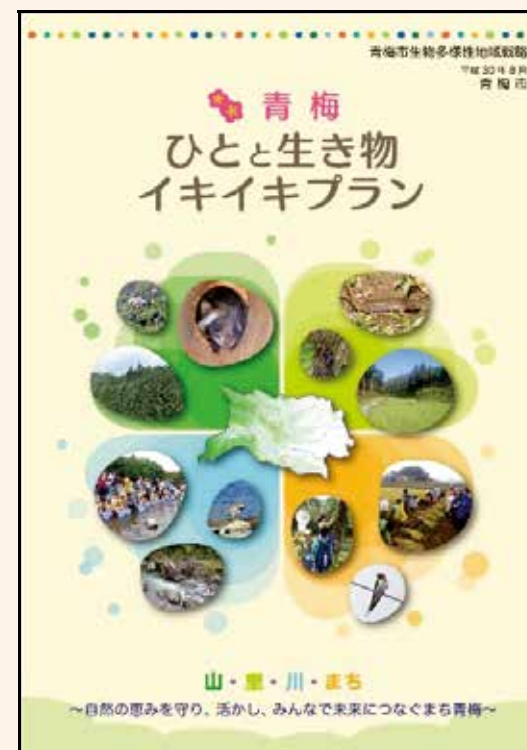
青梅市の豊かな自然環境は、古くからさまざまな生き物を育むとともに、その恵みによって私たちの暮らしを支えてきました。

しかし一方で、開発などによる生き物のすみかとなる環境の減少、それまで青梅市には生息・生育していなかった外来種と呼ばれる生き物の増加、地球温暖化などの地球環境の変化により、青梅市の生物多様性はさまざまな危機に直面しています。

青梅市の生物多様性とその恵みを未来につなげるためにも、生物多様性を保全しなければなりません。

「青梅ひとと生き物イキイキプラン」はどこで見られるの？

青梅市内の図書館および青梅市役所の行政情報コーナー、環境政策課の窓口でご覧いただけます。
また、青梅市のホームページからも本編および概要版をご覧いただけます。詳しくは以下のURLを参照してください。
https://www.city.ome.tokyo.jp/kankyo/seibutsu_tayosei.html



青梅ひとと生き物イキイキプラン（表紙）

ポイ捨て、歩きタバコ、飼い犬のふんの放置の防止にご協力をお願いします

青梅市では、「青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例」により、屋外の公共の場所、他人が所有または管理する場所において、ポイ捨てをすること、飼い犬のふんを飼い主が回収せずに放置すること、歩行中または自転車等で走行中に喫煙をすることは禁止されています。

また、市内の「環境美化推進重点地区および路上喫煙禁止地区」に指定されている地区（青梅駅、東青梅駅、河辺駅の駅周辺および小作駅北交差点付近）では、灰皿のある決められた場所（喫煙スポット）以外での喫煙は、すべて禁止されています（※お店等が設置した灰皿のある場所での喫煙は規制の対象外です）。加熱式たばこについても、禁止地区内では喫煙スポットでの利用をお願いします。



「犬のふんが放置されている」等のご相談も多く寄せられています。
マナー看板は無料で配布しております。詳しくは環境政策課へお問い合わせください。



ペットの終生飼養、適正飼養のお願い

動物の愛護及び管理に関する法律では、動物の飼い主は、その動物が命を終えるまで適切に飼養する責任があるとされています。

ペットを飼っている方、これから飼おうとしている方は、その命が終える時まで愛情を持って飼いましょう。

○ ペットをみだりに殺傷・遺棄・虐待することは犯罪です。違反すると懲役や罰金に処せられます。

- ・殺傷した場合…2年以下の懲役または200万円以下の罰金
- ・遺棄した（捨てた）場合…100万円以下の罰金
- ・えさ等を与えず衰弱させる等の虐待…100万円以下の罰金

○ 何らかの事情により、どうしても飼えなくなった場合には、新たな飼い主や譲渡先を探しましょう。

飼い主のいない猫にエサを与えている方へ

飼い主のいない猫は、飼い主に捨てられたりしたために地域に住みついた猫です。そのような猫にえさを与える場合は、以下のとおり周囲の環境に配慮して、適切な方法で与えましょう。

- 餌を与える場所は、他の人の迷惑にならない場所を選び、所有者（管理者）の許可を得てください。
- 毎日同じ時間に、食べ切れる量だけ与え、えさの放置（置き餌、ばらまき）をしないでください。
- 食べ残しの片付け、ふんの清掃をしましょう。
- 不妊去勢手術を受けさせましょう。

～飼い主のいない猫への
不妊去勢手術に関する相談は環境政策課へ～

～すべての市民の方がお互いを理解し、住みよい街になるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします～